三四六　地方公務員等共済組合法施行令第二十九条の三に規定する総務大臣が定めるところにより算定した額を定める件　三〇　224　吉三

○総務省、法務省、経済産業省　三　電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第五条第一項第一号の規定に基づき主務大臣が告示で定める書類を定める件　八　二

○総務省、経済産業省、国土交通省　二　石油パイプライン事業の事業用施設の技術上の基準の細目を定める告示の一部を改正する件　三〇　五

○政治資金適正化委員会　五三　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一〇　二

〃　五四　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を公告する件　一一　二

五五　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人証票を亡失した旨の書面の提出があったので、その旨を公告する件　二八　四

○消防庁　一二　消防法施行規則第四条の四第一項に規定する防炎表示登録表示者の公示に関する件　三　一

一三　消防法施行規則第三十一条の四第二項に規定する登録認定機関の代表者の氏名の変更に関する件　二九　二

○法務省　四四六　公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件　一　二

四四七　日本国に帰化を許可する件　一　二

四四八　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　三

四四九―四五一　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一　三

四五二　戸籍法第百十八条第一項の規定による指定に関する件　一　四

四五三　外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件　二　一

四五四　日本国に帰化を許可する件　二　一

四五五　裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件　三　二

四五六　戸籍が滅失した件　四　二

四五七　除籍が滅失した件　七　二

四五八　日本国に帰化を許可する件　七　二

四五九　〃　八　二

四六〇　原戸籍の一部が滅失した件　一〇　二

四六一　日本国に帰化を許可する件　一一　二

四六二　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　二

四六四　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　三

四六五　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　三

四六六　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定による技能実習を監理する団体及び出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定による技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　三

四六七―四七〇　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規定に基づき監理団体を定め、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項の下欄第二十九号の規定に基づき技能実習を定める件の一部を改正する件　一一　三

四七一　原戸籍の一部が滅失した件　一四　二

四七二　日本国に帰化を許可する件　一四　二

四七三　出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令第一条第一号トの規